

男女平等推進
from
むさしの

まなこ

ケッコンの形 いろいろ



家庭は、対等な個人が一緒に作っていくもの——選択的夫婦別姓 · · P.3

私たちはこの街で暮らしている——同性カップルと家族の話 · · · · P.4

パートナーシップ制度が始まります(令和4年4月1日) · · · · P.6

かの姓にあわせることが法律で定められている。一方で、結婚後もそのままの姓を使いたいと願う人もいて、「選択的夫婦別姓」を求める動きは広く知られるようになつてきた。

そのような市民活動の先駆け的存在である「夫婦別姓選択制をすすめる会」は「夫婦の姓に関するアンケート」を実施。その結果は1985年に全国紙に掲載され大きな反響を呼んだ。現在、会の事務局は武藏野市にあるが、担当の小境範子さんも、当時その記事を見て会に参加した一人。「私は改姓に違和感を覚えていたけれど、周りにそんな人はおらず、別姓なんて言葉も知られていなかつた。でも、記事によって、私

家庭は、対等な個人が一緒に作っていくもの——選択的夫婦別姓

小境 相手の名前で婚姻届を出し、通称使用をしてきました。保険証、運転免許証と、だんだん旧姓を使える機会が無くなり追い詰められた気持ちのとき、「すすめる会」を知り、参加しました。当時、私は専業主婦で3歳の子どもがいましたが、別姓は「一部の『名刺を持つ人』だけの運動」と言わっていました。一般的な普通の女性はそんなことを思っちゃいけないみたいな。でもキャラだけが理由なのでもありません。この前も、会員と「仕事を辞めてから『仕

小境 ある会員が「結婚と同時に、義理の親から『うちはこうだからこうしてちょうだい』と言われ、将来の介護の話も出た。介護のために結婚したわけではない。それぞれの文化が違うのだから本来はお願いがあつたり、折衷案が出てくるはずなのに。彼のうちのやり方、押しつけが嫌だった。そうなるのは同じ姓になつたからではないかと思つた」と話していたことを思い出します。

中村 子どもが生まれることになつて、知り合いに、子どもが不利益を被るかもしれない、それをあなたが決めていいのかと問われて考え、離婚届を持ったまま婚姻届を出しました。夫に自分の子という自覚を持つてもらうために、子どもは夫の姓にしました。産んだら元に戻す約束になつっていたのに、いざその時になつたら「そんなことはやらない」と言われて大喧嘩をしました。結局ペーパー離婚をしたのですが、1年くらい経つて夫が、「名前が違つても何も変わらないんだな。安心した」と言つたことがあります。同姓＝俺のものになつたと思つていたようで(笑)、それだけに不安だつたんでしようね。

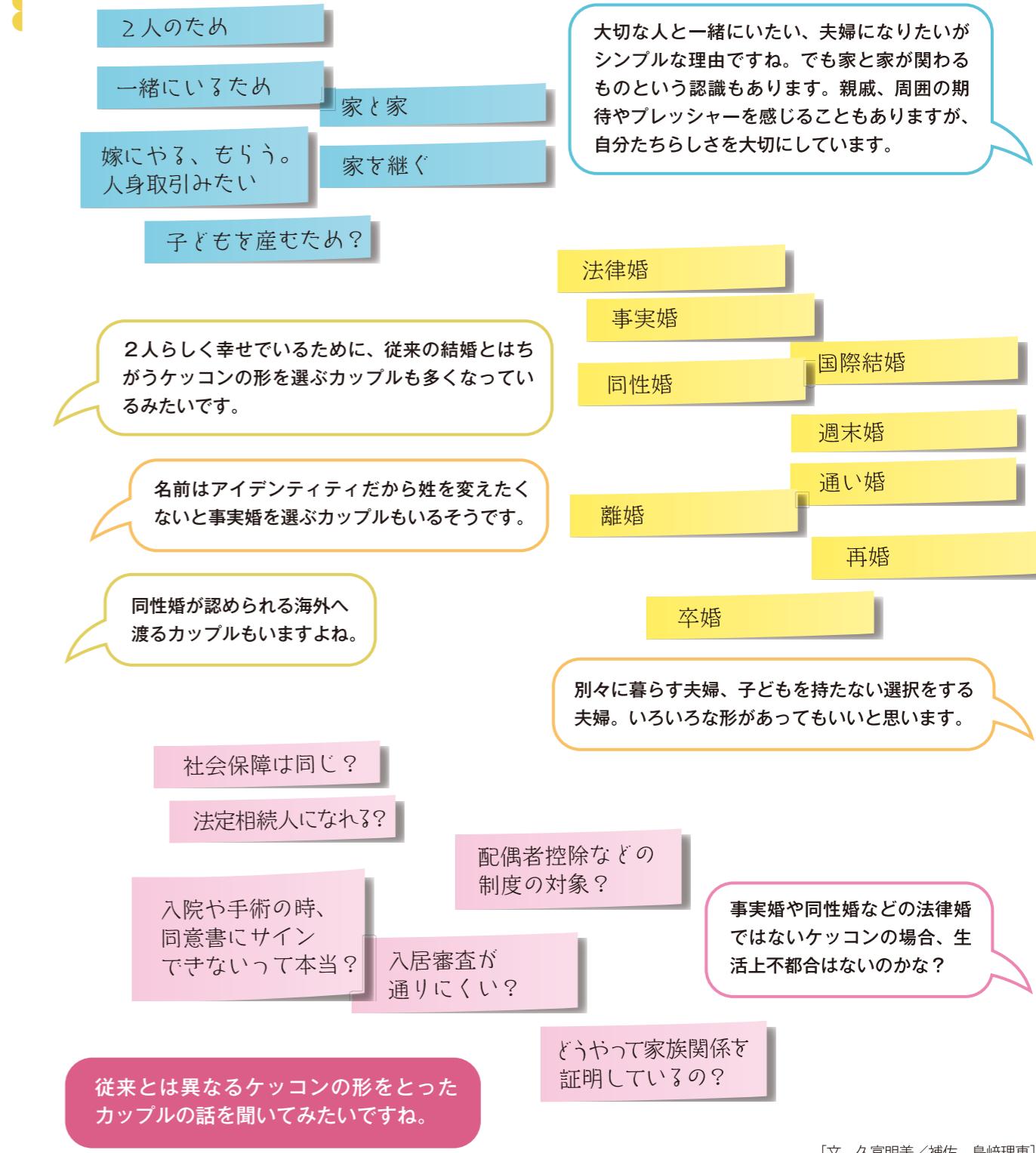


中村さん	小境さん
1980年代に事実婚。 お子さん2人。	1980年代に結婚。 旧姓の通称使用。 お子さん2人。

特集 ケッコンの形 いろいろ

時代の変化とともに、考え方、生き方、働き方などが多様化し、ケッコンの形も多種多様になってきました。

大切な人と一緒にいたい、夫婦になりたいがシンプルな理由ですね。でも家と家が関わるものという認識もあります。親戚、周囲の期待やプレッシャーを感じることもありますが、自分たちらしさを大切にしています。



「そういうことは俺のものになつた」ということだから変えてほしい、という子が圧倒的多数」と聞いたこともありますね。

うちの場合は、私が大幅に妥協し婚姻届を出した後も、夫に議論をふつかけては喧嘩を繰り返しました。夫はなかなか分からなかつたみたいですね。改姓するのに、私だけが手手続きに時間も労力もお金（戸籍謄本代など）もかかり、強制されるのはおかしいですよね。9年後に認めてくれ、表札も別に

ムニウツイの声で囁く。「さあ、

●子どもとの関係はどうですか

中村 なんで名前が違うのか聞かれて
も「お母さんは元の名前がいいみたい」
と答えていました。「ふーん」という感
じです。私はP.T.A役員をやつたとき
に別姓を選択したことを周りに積極的
に伝えましたが、進んでるねと、ただ
それだけのことと受け止めてもらえま

● 実際に感する不具合はありますか

小境 生命保険、ペアローンを組むときや、相続で困難があるという声はよく聞きます。国民健康保険証は自治体によつては旧姓を希望すれば出します。

現在の日本では、同性カップルの婚姻は認められていません。法律上の夫婦になることができない同性カップルの方々の現状

●母ふたり、普通のことなのに

「もしかして普通じゃないかも?」と感じます。例えば、ご近所同士で他愛もない立ち話をしますよね。「まだお友達家族とルームシェアをしているの?」なんて聞かれたときに「友達じゃなくてパートナーよ。私たち5人で家族なの」と隠さずに答えたい。でも、そん

な風には答えられません。ただの立ち話なのに突然「カミングアウト」のようになつて相手が驚いてしまうことを想像すると、つい言いよどんでしまう。普段のおしゃべりの中で隠し事をするのって、実はすごいストレスなんです。些細なことかもしれないけど、この社会の中に「同性カップルは当たり前に存在する」という認識がきちんとあれば、日常生活がとても楽になるだらうなと 思います。

●パートナーシップ制度があるから

生活の安心がある
武蔵野市では2022年4月から
パートナーシップ制度が始まりますよ
ね。私たちが住んでいる自治体では、
2015年に同性パートナーシップ制
度が始まりました。当初はパートナーハ
シップ宣誓をしたからといつて何かが
できる訳ではなかったのですが、現在
は制度を使ってさまざまな行政サービ
スを利用しやすくなりました。同性カッ
ブルも区営住宅に家族として申し込み
ができるようになつた条例の改正は、
本当に嬉しかつたですね。また、自治
体で計画を作るときも、私たちのよう
な家族のことを考えてくれるようにな



小野さん、西川さんの結婚式

●「結婚」の前に

私たちはこの街で暮らしている

ちの権利を保障しよう、補おうと動いてくれている。国が早くこの不自然な状況に気付いてくれたらと思います。

A portrait of a woman with short brown hair, wearing a straw hat with a dark band, looking slightly to her right. The background is a bright, overexposed sky.

おの はる
小野春さん

子育てをするLGBTをつなぐ「にじいろかぞく」代表、「結婚の自由をすべての人に」訴訟（婚姻の平等を求める訴訟）原告。同性パートナーである西川麻美さんと3人の子を育てあげる。著書に『母ふたりで“かぞく”はじめました』（講談社）

する入口なんです。

こでも通称が通じるわけではありません。また、そもそも別姓選択は、仕事やキャリアとは別の話。アイデンティティの問題です。

した。子どもへのバッティングもないで
す。子どもたち自身の結婚時は自由に
してねと言つてあり、娘の一人は、「珍
しい名前だから」と相手の姓を名乗る
ことを選択しました。

小境 うちの娘も人に聞かれたら一生
懸命説明してくれていました。息子は能
天氣で、授業参観で「あれはおれの母
ちゃん、小境つていうの」なんて、わざ
わざ大きな声で言つていました。そんな
もので適当に育つんだなと思いました。
かわいそうにしちやつているのは周り
です。娘は別姓婚をしています。

てくれるようです。ただ、入院のたびに混乱があるとか、国民健康保険以外の保険で認められるのはごく一部なので広がってほしい、という希望も聞きます。

中村 私は事故に遭い救急車で運ばれたとき、夫と名前が違つたけれど何も聞かれなかつたです。病院によるのかな。

小境 私は夫の葬儀を私の名前で出し、義理の父は許容してくれました。

――選択的別姓ではなく、通称使用の拡大をしようという流れについてはどうですか

「でも通称が通じるわけではありません。また、そもそも別姓選択は、仕事やキャリアとは別の話。アイデンティティの問題です。」

パートナーシップ制度が始まります（令和4年4月1日）

性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が届け出るパートナーシップ届を受理し、受理したことを証する書面を交付します。

武藏野市は第六期長期計画で「多样性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げています。その取り組みの一つとして、新たにパートナーシップ制度を、男女平等の推進に関する条例を改正して規定し、令和4年4月1日から制度の運用を開始します。

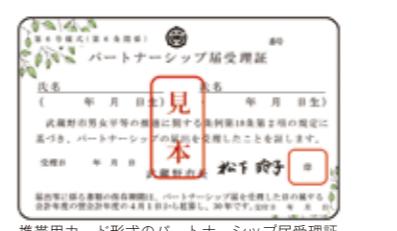
パートナーシップ制度は、「性別等にかかわりなく、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らせること」を目的とした制度です。パートナーシップの届を市長が受理し、受理したことを証明する書面（下図）を交付します。

パートナーシップ制度に法律上の効力はありませんが、市は制度に最大限配慮し、届出をした2人が安心して暮らし続けられるよう取り組んでいます。

対象者（対象要件）

- 性別等にかかわりなく、お互いを人生のパートナーとして日常生活において互いに協力し扶助し合うことを約した2人であること。
※同性同士に限らず、事実婚の方なども利用できます。
- 成年であること。
- 配偶者がいないこと。
- 届出者以外の者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。

- 届出者以外の者と武藏野市及び他の地方公共団体のパートナーシップ制度を利用してないこと。
- 届出者同士が民法に規定する婚姻できない関係ないこと。
- 届出者の双方が市内在住であること（転入予定含む）。



*掲載のパートナーシップ届受理証の発行には手数料がかかります。
なお、無料で発行できるパートナーシップ届受理証（A4判）もあります。

今回の条例の改正では、パートナーシップ制度の実施に関連して、市民はパートナー・シップ制度の目的を尊重するよう努めることが、事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、その目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることが盛り込まれました。また、性自認は性的指向に関する個人が公表することをカミングアウトと言いますが、カミングアウトをするのを他者が強制してはいけないことはもちろん、本人が力を行使してはいけないと、アウェーティングを禁止してはいけないと、アウェーティングをしてもはいけないことも定められました。

「全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方にに関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる男女平等社会の実現」に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

パートナーシップ制度に関する詳細について、市報やホームページ等でもお知らせいたします。

問い合わせ
市民部市民活動推進課 男女平等推進センター
電話：0422-37-3410
Eメール：danjo@city.musashino.lg.jp

ヒューマンあい だより

●男女平等推進団体の登録・更新について

男女平等社会の実現に向けて活動している市内団体を「男女平等推進団体」として登録しています。団体登録をすると、会議室の優先利用や印刷機の利用、補助金、団体交流会などの活動支援を受けることができます。詳細はホームページをご覧ください。

講座レポート

●離婚に関する法律知識（女性に対する暴力をなくす運動事業）

日時>令和3年11月14日（日）14:00～16:00

講師>露木肇子さん（多摩総合法律事務所弁護士）

別居や離婚を考える時に知りたい法的知識についての講座。弁護士によるケース分析を通して、基本的な事を学びました。

●文章力トレーニング講座（全4回）～的確に伝えるコツを学ぼう～

日時>令和3年11月26日、12月3、10、17日（金）10:00～12:00

場所>市民会館集会室、男女平等推進センター 会議室

講師>中村泰子さん（雑誌『くらしと教育をつなぐWe』編集長）

男女平等の視点も交えつつ、わかりやすい文章の書き方からインタビュー・取材・編集のコツまで、幅広い内容を講義いただきました。参加者同士で取材をし、その内容をまとめたインタビュー記事を講師に添削してもらうことで、文章力向上のヒントも学びました。



●女性に対する暴力をなくす運動パネル展＆関連図書展示

●DV防止パネル展「ひとりで悩んでいませんか？」
(パネル制作：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、武藏野市立男女平等推進センター)

日時>令和3年11月8日（月）～23日（火・祝）

場所>市民会館1階ギャラリー

●関連図書展示

中央図書館 11月1日（月）～11月15日（月）
吉祥寺図書館 11月13日（土）～11月30日（火）
武藏野プレイス 11月22日（月）～12月6日（月）



そのほかにも、

- 定年後のセカンドライフをどうデザインする？
- 「I Am Here -私たちはともに生きている-」 映画上映会と監督による講演

などを開催しました。

相談窓口のご案内 相談無料 秘密厳守

◆女性総合相談

女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。夫やパートナーとのこと、家族のこと、職場や学校のことなど、どんな細かなことでもかまいません。誰かに話すことで、気持ちが楽になることもあります。お気軽にご相談ください。

◆女性法律相談

離婚・扶養（養育）・相続などの法律的な対応や手続きについて、女性弁護士が相談に応じます。

【相談方法】面接による相談

【相談時間】1回30分／予約制

【相談方法】面接・電話による相談

【相談時間】1回50分／予約制

第1土曜日	①13:00～	②14:00～	③15:00～
第2金曜日	①18:00～	②19:00～	③20:00～
第4火曜日	①9:00～	②10:00～	③11:00～

【申込み方法】「ヒューマンあい」窓口または、電話にて予約を受け付けます。

【予約電話番号】0422-37-3410（木曜・年末年始を除く午前9時～午後10時）

◆むさしにじいろ電話相談（性的指向・性自認に関する相談）※予約不要

セクシュアリティ全般や性的指向・性自認に関する悩み・相談に専門相談員が応じます。ご本人のみならず、ご家族や支援者の方などからの相談にも応じます。一人で悩まず、まずはご相談ください。

【相談時間】第2水曜日 17:30～20:30

【相談時間】1人30分から1時間

【電話番号】0422-38-5187

面談をご希望の方はこちらへ▶0422-37-3410

BOOKS

男女平等推進センターの蔵書から 貸し出しています！

『ふつう』ってなんだ？ LGBTについて知る本

特定非営利活動法人 ReBit 監修（学研プラス）

性のあり方は十人十色であり、「ふつう」でくられる苦しく、学校生活での困りごとや将来が描けない実態に触れる。カミングアウトされたときの対応、本人の意思に反したアウティングの問題についても書かれている。また、身近な人に話せず困っている人向けて、いくつもの相談窓口も掲載されている。



【文 島崎理恵】

武藏野市立男女平等推進センター「ヒューマンあい」ご利用案内

〒180-0022 武藏野市境2-3-7 市民会館1階
電話：0422-37-3410 FAX：0422-38-6239

開館時間：午前9時～午後10時（木曜・年末年始 休館）
Eメール：danjo@city.musashino.lg.jp

活動補助金事業を紹介します

講座

「子どもの未来を変える哲学の授業」

日時：令和3年12月12日（日）

14:00 ~ 16:00

会場・男女平等推進センター会議室

講師・土屋陽介さん

(開智國際大學 教育學部准教授)

主催・生活クラブグループ創

共催：むさしの男女平等推進市民協議会



結婚と姓と自分であること 三上美洋

私は四つの姓がある。小学生の頃から使つてゐる裁縫箱の中は、二つ目の姓で記名した物と二目の姓の物が混在している。

現在の夫婦同姓の結婚制度によつて、つらい甲いをしたり、心理的にも記録の上でも一貫性を失つたり、時間や労力を奪われたりするのは、ほほ女性と子どもだ。結婚という選択が女性や子どもに不便や苦痛を強いるものではなく、自分が自分であるための選択となるよう、多様な結婚の形分が認められるることを願う。

シンフルに考えてみた
「ケツコソ」とひと口に言つ
がからむとやこしいですよね
難しいことはわかりません。
の人と共に生きていきたい」と
ば、それでいい気がします。
そうできない何かがあるのだ
特集のように、それをみんなで

「ケツコーン」とひと口では言つても、制度や慣習がからむとややこしいですね。難しいことはわかりません。でも、純粋に「兩人と共に生きていくたい」という気持ちがあわば、それでいい気がします。

そうできない何かがあるのだとすれば、今号の特集のように、それをみんなで考え、意見を出しあい、変わるべき部分は変えていく——それが大切なのかなと。

STAFF

* STAFF *	
サポーター	大坂由香理 坂本 愛 大藤るり 田崎美樹 中村勇太 野津裕昭 廣田直美 曲渕かほり 三上美洋
取材・編集	秋山茉莉奈 小西美穂子 島崎理恵 久富明美 藤田和香子 若林優香 武蔵野市男女平等推進センター担当職員
編集協力	栗原 毅
表紙デザイン	ふじわらりわ
レイアウト	上田ジュンコ
印 刷	シンシキ印刷株式会社

『まなこ』は市役所、市政センター、図書館、コミュニティセンター、駅、医療機関、理美容院、大型店舗、金融機関、おふろやさんなど市内の約490か所に置いてあります。パックナンバーをご希望の方は、男女平等

推進センター「ヒューマンあい」まで。

市ホームページでもバックナンバー
をご覧いただけます。

www.ijerpi.org

1

◎繰り込み返信はがきで、ご意見やご感想をお寄せください。次号は、2022年7月発行予定です。

manako 8 2022

8

8